

審議会等の会議の公開に関する指針

平成10年12月11日熊本県知事決定

改正平成13年3月30日

第1 目的

この指針は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第32条に基づき、審議会等の会議の公開に関する基本方針を定めることにより、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進するとともに、開かれた県政の推進に資することを目的とする。

第2 審議会等

この指針において「審議会等」とは、知事の附属機関及びこれに類するものをいう。

第3 公開の基準

審議会等は、原則として会議を公開する。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

- ア. 条例第7条各号に規定する不開示情報に該当する事項について審議等を行うとき。
- イ. 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

第4 公開・非公開の決定

- ア. 審議会等は、第3に定める公開の基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。

なお、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、審議会等は、会議を非公開とすることができるものとする。

- イ. 審議会等は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて、会議を公開するよう努めるものとする。

第5 公開の方法

ア. 審議会等は、会議を公開するときは、県民の傍聴のために、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

また、審議会等の長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。

イ. 審議会等は、会議の終了後において会議資料及び会議録等を閲覧に供するよう努めるものとする。

第6 会議開催の周知

審議会等は、公開の会議を開催するに当たっては、当該会議の開催日の1週間前までに、次の事項を熊本県公報に登載するとともに、報道機関へその情報を提供するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められるときは、この限りでない。

- ① 開催日時
- ② 場所
- ③ 議題
- ④ 傍聴者の定員
- ⑤ 傍聴手続
- ⑥ 問い合わせ先
- ⑦ その他必要な事項

第7 その他

- (1) 知事は、審議会等の名称、審議事項等に関する資料を作成し、県民の利用に供するものとする。
- (2) 知事は、毎年1回、各審議会等について、この指針の運用状況をとりまとめ、公表するものとする。
- (3) この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。
- (4) この指針は、平成11年4月1日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。ただし、会議の公開・非公開の決定に関する部分の規定は、平成11年1月1日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。